

建設工事等における公表設計書の電子閲覧について

入札結果確認期間における公表設計書及び契約締結後に公表する予定価格の積算内訳（以下「公表設計書」という。）について、入札者の利便性向上を図るため、閲覧方法を下記のとおり電子閲覧に変更します。

記

1 入札結果確認期間における公表設計書の取扱い

(1) 対象範囲

電子入札システムを利用して行う建設工事、建設コンサルタント等業務及び公共土木施設等維持管理業務に係る入札案件

(2) 閲覧方法

入札結果確認期間に落札決定を保留するに当たり、有効な最低入札額等を記した開示情報とあわせて、あらかじめ指名通知書又は競争参加資格確認通知書で示すパスワードを設定した公表設計書を入札情報サービスに添付します。

(3) 閲覧の対象者

当該入札参加資格者（指名通知書又は競争参加資格確認通知書を受理した者。）が閲覧することができます。

ただし、「入札結果確認質問書」を提出し、入札結果に対する質問等を行うことができる者は、応札者のみです。

2 契約締結後に公表する公表設計書の取扱い

(1) 対象範囲

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約を除いた建設工事

(2) 契約締結後に公表する公表設計書の取扱い

原則として入札情報サービスにおける契約結果画面により閲覧に供することとし、閲覧室等での紙による閲覧は行いません。

3 適用日

令和 5 年 10 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

お問い合わせ先

監理課建設業室 電話 025-280-5386